

問合せの多い内容にお答えします

産前産後休業中の保険料（掛金）を申出により免除しています。この制度について、問合せの多い内容にお答えします。

Q1 産前産後休業保険料（掛金）免除申出書の添付書類は、何が必要ですか？

A1 ① 休暇承認期間の分かる書類と ② 出産予定日・出産日を証明する書類の写しを提出してください。いずれも所属所長による原本証明は必要ありません。

① 休暇承認期間の分かる書類の例

休暇・職免等処理簿、出勤簿、欠員補充申請の書類、マスターカード（東京都教職員給与システムにより給与が支給されている場合）

※育児休業承認報告書では証明できません。また、添付書類と申出書に記載されている期間が一致しているか、提出する前に必ず確認してください。

② 出産予定日・出産日を証明する書類の例

当初 母子健康手帳、妊娠証明書、診断書
出産後 母子健康手帳、出生証明書、出産費用明細書、住民票（写し）（マイナンバーの記載がないもの）

※出産予定日・出産日は、欠員補充申請の書類またはマスターカードに記載されている日では証明できません。

Q2 産休中であるのに、保険料（掛金）が免除になっていません。なぜでしょうか？

A2 休暇期間と保険料（掛金）免除期間は必ずしも一致しないため、産休中であっても保険料（掛金）免除期間に当たらないことがあります。

いわゆる産休と呼ばれるものには、「産前産後休業」と東京都などで休暇期間として承認している「妊娠出産休暇」があり、それぞれ期間が異なります。

産前産後休業（単胎の場合）

- ① 出産日以前6週間（出産日が出産予定日より遅れた場合は出産予定日以前6週間）
- ② 出産日後8週間

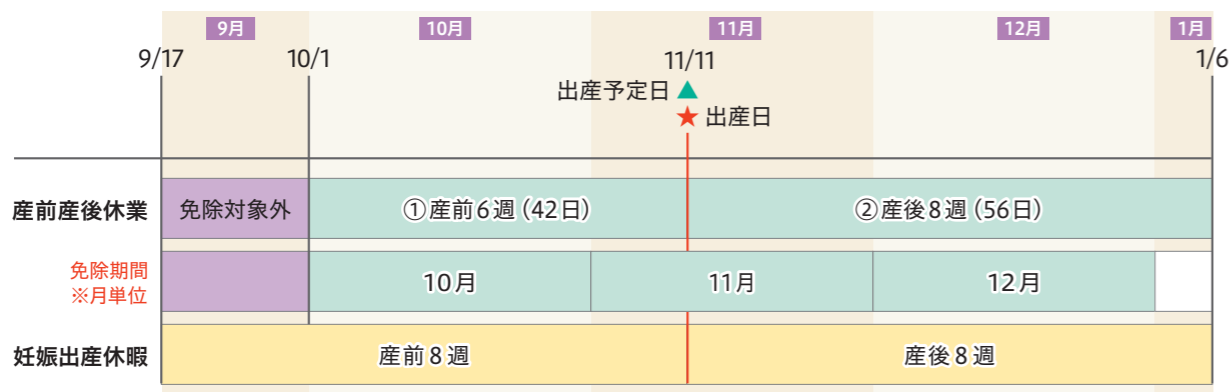
妊娠出産休暇（単胎の場合）

妊娠中・出産後を通じて16週間

つまり、産前産後休業期間のうち、月末が属する月の保険料（掛金）が免除になるよ。



保険料（掛金）の免除期間は、「産前産後休業」を開始した日の属する月から、終了する日の翌日の属する月の前月までです。「産前産後休業」と「妊娠出産休暇」は期間に差があるため、休暇期間中であっても保険料（掛金）免除期間には当たらないことがあります。



この例の場合、免除期間は10月～12月だね。



そのとおり！産前産後休業期間中でない9月や月末が属していない1月は免除にならないんだ。

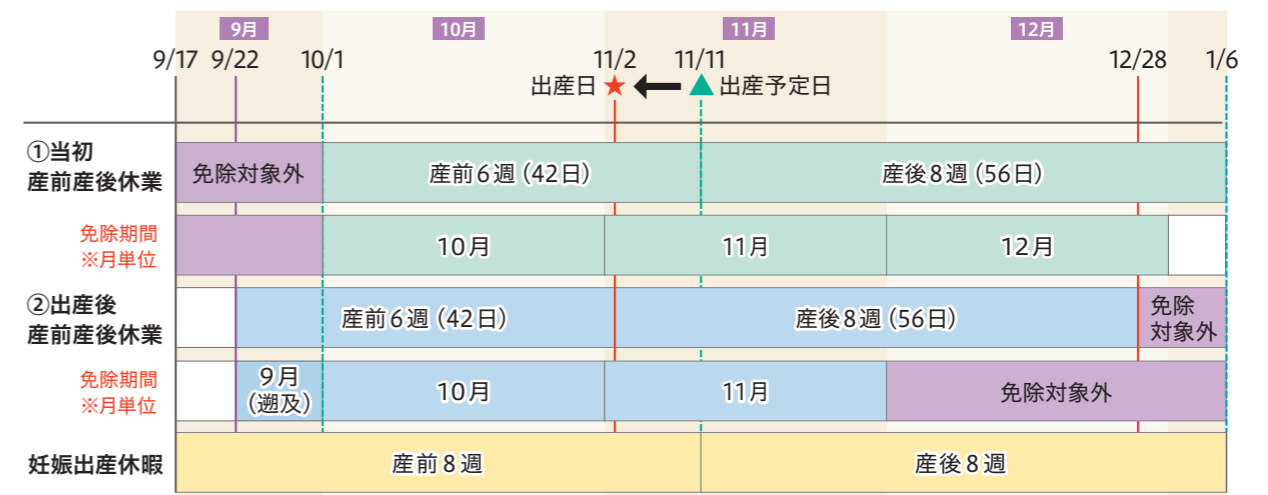
Q3 出産前と出産後で保険料（掛金）免除期間が変わっています。なぜでしょうか？

A3 以下のように、出産予定日と出産日が一致しない場合は、保険料（掛金）免除期間が変わります。産前産後休業保険料（掛金）免除申出書は、必ず、当初（出産前）と出産後の2回提出してください。
※東京都教職員給与システムにより給与が支給されている場合は、システムへの入力処理も行ってください。

(例)

① 当初 出産予定日 11月11日	産前産後休業期間 10月1日～1月6日 妊娠出産休暇期間 9月17日～1月6日 保険料（掛金）免除期間 10月～12月
② 出産後 出産日 11月2日	産前産後休業期間 9月22日～12月28日 妊娠出産休暇期間 9月17日～1月6日 保険料（掛金）免除期間 9月～11月

保険料（掛金）免除期間は、出産日を基準にして変わるから注意してね。



この例の場合、9月は遡って免除になるけど、12月は月末が属していないので免除にならないよ。



12月に期末手当などが支給されている場合は、期末手当などの保険料（掛金）も、免除対象外になるね。

+α

育児休業から産前産後休業への切替えに伴い育児休業期間が変更（短縮）になった場合は、「育児休業保険料（掛金）免除申出書」も必ず提出してください。

さらに詳しく知りたい方は、公立学校共済組合 東京支部ホームページの事例集をご覧ください。
<https://www.kouritu.or.jp/tokyo/tetsuduki/kyosai/kakekinmenjyo/sankyu/index.html>



問合せ先 福利厚生課経理担当 ☎ 03-5320-6822